

令和5年2月20日

## 豚肉等に係る特別緊急関税の令和4年度における輸入基準数量等

環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定がチリについて効力を生ずることに伴い、関税暫定措置法（昭和35年法律第36号）第7条の6第1項の規定に基づき、令和5年2月21日以降の令和4年度における輸入基準数量及び協定対象外輸入基準数量を下記のとおり公表する。

### 記

輸入基準数量	991,579 トン
協定対象外輸入基準数量	<u>26,946</u> トン

#### 【備考】

- ・ 協定対象外輸入基準数量は、全世界からの輸入数量から、譲許適用物品及び締約国産物品に係る輸入数量を控除した数量を基に算出。
- ※下線部は、「豚肉等に係る特別緊急関税の令和4年度における輸入基準数量等」（令和4年11月28日公表）からの変更箇所。